

第6期地域福祉活動計画策定方針

1. 計画策定の目的と位置づけ

(1) 目的

本計画は、地域に暮らす高齢者や子ども、障がい者をはじめ、すべての市民の人権と尊厳が守られ、互いに理解し共に支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる福祉のまちを実現するために、福岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が中間支援組織としての機能を発揮し、市民・住民や、様々な関係機関・団体、福祉施設、企業、大学などを含めた広範で多様な主体と協働して、今後何を重点項目として地域福祉活動を進めていくのかについて表した「行動計画」として策定するものです。

(2) 位置づけ

① 市社協・区社協・校区社協の共通指針

本計画は、市社協、区社協、校区社協が総力をあげて地域福祉の前進を図るための共通の指針として、全市的視野で策定します。

② 校区福祉のまちづくりプランとの融合

本計画の実施にあたっては、現在策定を進めている、小地域をベースとした福祉活動の目標や住民の新たな協働の姿を示す「校区福祉のまちづくりプラン」の策定・実行とともにあることが前提であり、一体的に展開するものです。

③ 福岡市保健福祉総合計画との整合性

本計画は、福岡市の保健福祉分野のマスタープランであり社会福祉法に基づく地域福祉計画の性格をもつ行政計画「福岡市保健福祉総合計画」と相互に連携し、共働的な関わりを持ちながら、地域福祉の推進を目指します。

2. 計画の期間

本計画は、「次期福岡市保健福祉総合計画」と同様に、令和3年度から令和8年度までの6か年計画（前期3か年、後期3か年）とします。

毎年、市社協年次事業報告で本計画の進捗状況を管理し、必要な修正を図るほか、前期終了後の令和6年度に進捗上の総合的な課題整理を行い、見直しを図ります。

3. 策定期間と作業の進め方

(1) 時期

本計画は、令和3年2月までに最終案を確定し、令和3年度からの事業・予算に反映させるものとします。

(2) 作業の進め方

・第5期地域福祉活動計画の総合的評価と今後の総合的方針・さらなる重点化を図

る事項の検討を行った「第5期地域福祉活動計画中間年見直し委員会」（平成30年10月～平成31年2月実施）において合意された方向性や地域福祉活動展開のイメージ（事業再編・さらなる重点化と地域包括支援体制への展開等）を中心に検討を進めます。

- ・地域福祉を推進する現場の視点を重視し、検討すべき問題や課題を抽出し、具体的な活動・事業を構想していきます。
- ・住民の福祉ニーズを幅広く把握するとともに、住民参加を図るため、関係機関・団体へのヒアリングや各種部会・委員会等での協議を積極的に実施します。
- ・実施主体や関係機関・団体との連携、実施時期、財源等を明らかにするなど、事業構想の具体性を高めることにより、計画した事業の実現を担保します。
- ・計画の基本理念や基本戦略の実現に向けた実証実験やモデル事業を積極的に構想します。

4. 計画の構成

「第5期地域福祉活動計画中間年見直し」で行った情勢分析（社会問題、政策、社会運動）、既存事業の総合的評価と課題の整理、今後の総合的方針、事業再編・さらなる重点化と地域包括支援体制への展開等を計画のベースとする。これに、特段の取り組み等が必要と思われる事項に係る検討結果を加え、計画全体を構成します。

[参考] 第5期地域福祉活動計画の構成

I. 基本理念（ミッション）

住民参加と自治を基盤とした地域福祉の推進

II. 基本戦略

生活支援の戦略

「生活支援活動・サービス」を地域福祉の新たな活動起点として位置づけ、ここから今日的課題への質的・量的対応力や「つながりの資産」の向上を図る取組みへと展開する。この取組みにより、「すべての地域住民を対象とした地域包括支援体制」の構築を進め、地域福祉の推進強化へつなげる。

III. 計画の性格と構成

1. 地域福祉活動計画を「行動計画」と捉え、重点項目の実現を図ることを中心とする。
2. 重点項目
 - (1) 小地域福祉活動の推進
 - (2) ボランティアによる社会参加の拡大
 - (3) 生活課題解決モデルの開発
 - (4) 拠点型地域福祉の推進
 - (5) 地域包括支援体制の実現に向けた地域福祉ソーシャルワーカーの機能強化
 - (6) 権利擁護事業の拡充
 - (7) 地域福祉を推進するための基盤づくり

5. 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会

① 役割

第6期地域福祉活動計画の策定に関する事項について、本会会長の諮問に応え、意見を具申

- ・策定方針の決定
- ・骨子（案）の策定
- ・成案の策定

② 構成

住民参加による計画の策定を目指すため、地域福祉を推進する福祉関係団体、行政機関、学識経験者などの中から委員を選考
20名以内。

③ 開催回数

6回程度

(2) 職員プロジェクト会議

職員の代表者によって構成された各種定例会議の場において、協議を行います。

ア 事務局長会議

① 役割

計画策定の進行方法についての合意形成、策定委員会に提案する計画素案を作成

② 構成

市社協常務理事・事務局長・総務部長・地域福祉部長・生活支援部長・各課長、区社協事務局長

③ 開催回数

随時

イ 実践力強化会議

① 役割

ニーズや資源等の把握作業、策定上の課題と対応策の整理、事務局長会議に提案する計画作成

② 構成

市社協各係長・各区社協の代表者（係長級または主任級職員）

③ 開催回数

随時

〈第6期地域福祉活動計画策定体制図〉

